

税金
トレンド!
税金の「今」
がわかる!
ZEIKIN
TREND

在宅勤務手当や在宅勤務に必要な経費を
会社が負担したら課税はどうなるの?

在宅勤務に係る費用は 課税される?!

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、リモートワークやテレワークといった在宅勤務を行う方が増えてきました。そこで問題になるのが、在宅勤務時の電気代や電話代などの費用負担です。在宅勤務手当を支給したとき、業務に必要な物品を貸与したとき、業務に関わる電気代やインターネット代金を会社が負担した場合、ケースごとに課税関係が異なりますので、基本的な考え方をマスターしましょう。



1 在宅勤務手当

① 渡切りの在宅勤務手当

在宅勤務に必要な費用として支給したとしても、そのために使用したことの事績が明らかでないものや使用しなかった場合にその金銭を返還する必要がないもの（いわゆる渡切り）については、その支給を受ける従業員の給与所得として課税する必要があります。

② 実費相当額を精算する在宅勤務手当

在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、会社が従業員に対して支給する金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

物品の購入、通信費、電気料金など
通常必要な費用を精算する方法とは?



方法① 会社が金銭を仮払いした後、精算する方法

会社が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用を算出してもらい在宅勤務手当を仮払いした後、従業員が業務のために使用する物品の購入等を行い、その領収証等を会社に提出してその購入費用等を精算する方法。

方法② 従業員が立替払いした後、精算する方法

従業員が業務のために使用する物品の購入等を立替払いにより購入等した後、その領収証等を会社に提出してその購入費用等を精算する方法。

社内で精算方法をルール化し、経費精算書を作成して適正に精算しましょう。ルール化に当たっては、経費を精算するために入社しなければならないことが無いよう、書類のやり取り方法も含めた制度設計が必要です。市販の経費精算システム導入なども検討すると良いのではないのでしょうか。

2 家事費と在宅勤務分が混在する通信費

① 業務のための通話にかかる料金が明らかな通信費

通話明細書などにより業務のための通話にかかる料金が明らかな場合は、その金額を会社が従業員に支給しても、従業員に対する給与として課税する必要はありません。



② 業務のために使用した部分が明らかでない通信費

(イ) 電話の基本使用料

基本使用料などについては、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。合理的に算出された業務のために使用した通信費は、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

【計算例】

$$\boxed{\text{業務のために使用した基本使用料や通信料等}} = \boxed{\text{従業員が負担した1か月の基本使用料や通信料等}} \times \frac{\boxed{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}}}{\boxed{\text{該当月の日数}}} \times \frac{1}{2}$$

※1 平均睡眠時間：8時間、法定労働時間：8時間として計算している。
法定労働時間/(24時間-平均睡眠時間)=1/2

※2 より精緻な方法で業務のために使用した金額を算出している場合も従業員に対する給与として課税する必要はありません。

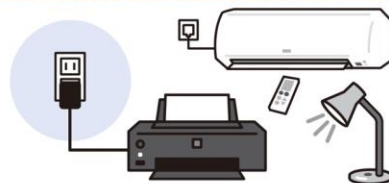
(ロ) インターネット接続に係る通信料

基本使用料やデータ通信料などについては、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。合理的に算出された業務のために使用した通信費は、従業員に対する給与として課税する必要はありません。合理的な計算例は上記(イ)と同様。



3 家事費と在宅勤務分が混在する電気料金

電気の基本料金や電気使用料については、通信費と同様、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。合理的に算出された業務のために使用した電気料金は、従業員に対する給与として課税する必要はありません。



【計算例】

$$\boxed{\text{業務のために使用した基本料金や電気使用料}} = \boxed{\text{従業員が負担した1か月の基本料金や電気使用料}} \times \frac{\boxed{\text{業務のために使用した部屋の床面積}}}{\boxed{\text{自宅の床面積}}} \times \frac{\boxed{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}}}{\boxed{\text{該当月の日数}}} \times \frac{1}{2}$$

※1 1/2の計算については、2を参照

※2 より精緻な方法で業務のために使用した金額を算出している場合も従業員に対する給与として課税する必要はありません。

【参考】 国税庁ホームページ「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>